

社会的責任を自覚し、安全で安心なまちづくりの実現に寄与するよう努めます。

第6章 町議会

(議会の役割)

第16条 町議会は、町民を代表する町の意思決定機関として、町政の重要事項について意思決定を行います。

2 町議会は、町民の多様な意思が、町政の運営に適切に反映され、公正で民主的な町政が運営されているかを監視及びけん制するとともに、必要な調査を行います。

(議会の責務)

第17条 町議会は、会議の公開を原則とし、開かれた町議会の運営に努めます。

2 町議会は、町民への情報提供等により議会活動に関して町民に分かりやすく説明する責任を負います。

(議員の責務)

第18条 議員は、町民の信託に因應するため、全町的な視点に立つて公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 議員は、町民の多様な意思を把握し、町政に適切に反映されるよう自己研鑽し調査研究活動に努めます。

(議会の組織等)

第19条 議会の組織や議員の定数等については、町の人口の推移と社会情勢及びまちづくりにおける議会の役割を十分に考慮して定めます。

第7章 町長等

(町長の責務)

第20条 町長は、町政の代表者として、町民の信託に因應するため、この条例の理念に則り、公正かつ誠実に職務を執行し、まちづくりを推進するよう努めます。

2 町長は、町民自らがまちづくりに関して考え、行動することができるよう、行政情報を積極的に提供し、町民と共有するよう努めます。

うに努めます。

3 町長は、職員を適切に指揮監督し、効率的な行政運営に努めます。

4 町長は、多様化する町民の行政需要に対応した行政運営を行うため、職員の能力向上に努めます。

(執行機関の責務)

第21条 町の各執行機関は、所掌事務について、自らの判断と責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、町長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら一体として行政機能を発揮するよう努めます。

(職員)の責務)

第22条 職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務の執行に努めます。

2 職員は、まちづくりに必要な能力の開発と自己啓発に努めます。

3 職員は、自らも町民の一員としての自覚を持ち、積極的に地域活動に参加するよう努めます。

(行政組織)

第23条 町の行政組織は、町民にわかりやすく、効率的かつ機能的なものであるとともに、社会経済情勢の変化及び町民のニーズに的確に対応するよう編成します。

(審議会等)

第24条 町は、審議会、審査会、調査会その他の附属機関及びこれに類するもの(以下「審議会等」といいます。)の委員は、公募の委員を加えるように努めます。ただし、公募による委員の選出が適当でない認められる場合については、これを加えないことができません。

2 審議会等の構成員については、委員の年齢、性別、職種、他の審議会等との重複等を考慮し、幅広い人材を登用するよう努めます。

3 審議会等の会議は、原則として公開します。

第8章 町政運営の原則

(町政の運営)

第25条 町長等は、情報共有、町民参加及び協働のまちづくりを基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行います。

2 町長等は、事業の実施に当たり、最小の経費で最大の効果を上げるよう努め、計画、実施、評価及び改善のマネジメントサイクルを踏まえた自治体経営を推進します。

(説明責任)

第26条 町は、政策の計画、実施、評価及び改善のそれぞれの過程において、その内容や効果等を町民等に分かりやすく説明する責任があります。

2 町は、町民からの意見、要望、提案等に対しては、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答します。

(総合計画)

第27条 町は、総合的かつ計画的な町政運営を行うため、町のめざす将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画と事業の進め方を明らかにする実施計画により構成される総合計画を策定します。

2 町は、総合計画を最上位の計画と位置付け、町が行う政策は、法令の規定によるものや緊急を要するものを除き、総合計画に基づいて実施します。

3 町は、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、向こう3ヶ年の実施計画を毎年度見直しとともに、事業の進捗を管理し、その状況を公表します。

(法務体制)

第28条 町長等は、地域の特性を生かした質の高い政策を実行するため、自主的な法令の解釈及び運用するとともに、自らの判断と責任において必要な

法令等の制定に努めます。

2 町長等は、前項の目的のため、職員の法務に関する能力の向上に努めるとともに、職員の自主的な研修等に対し、必要な支援を行います。

(財政運営)

第29条 町は、総合計画を踏まえた中期的な財政計画を策定するとともに、行政評価と連動した予算編成により、計画的で健全な財政運営に努めます。

2 町は、毎年度の予算及び決算その他町の財政状況に関する情報を町民に分かりやすく公表します。

(行政評価)

第30条 町は、効率的かつ効果的に町政運営を図るため、政策、施策及び事務事業の評価を行い、その結果を町民に公表し、説明責任を果たします。

2 町は、前項の評価の結果を町民に分かりやすく公表するとともに、その結果を政策、施策及び事務事業に反映させるよう努めます。

(行政手続)

第31条 町は、町民の権利利益の保護を図るため、行政処分等に関する手続を定め、行政運営の公正と透明性を確保します。

2 前項の手続については必要な事項は、別に条例で定めます。

第9章 まちづくりの基本方針

(安全安心なまちづくり)

第32条 町は、町民の生命、財産及び暮らしの安全確保及び向上に努めるとともに、緊急時には、総合的かつ機動的な危機管理体制の確立に努めます。

2 町は、災害等が発生したときなどは、町民、事業者及び関係機関などの協力、連携及び相互支援のもと、速やかに町民の安全・安心の確保に努めます。

(人と自然との共生のまちづくり)

第33条 町民と町は、豊かな自然と恵みの大地を将来に向けて子孫に引き継ぐため、人と自然

との共生のまちづくりを進めます。

2 町民と町は、環境にやさしいエネルギーの活用と省エネルギーの推進に努めます。

3 町民と町は、資源循環型社会のまちづくりを進めます。

(子育て)の推進)

第34条 町及び事業者等は、子どもは国の宝、社会の宝、実践のため、誰もが安心して子どもを産み、育てることができ環境づくりを努めます。

2 町、学校、地域、事業者等及び家庭は、連携して子どもの安全確保と教育の充実を努めるとともに、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支えるため、地域社会全体で子育てを推進します。

3 町は、まちづくりは人づくりの観点から、思いやりの心を持ち、自ら学び、考え、行動するたくましい子どもたちを育成するとともに、郷土に誇りを持ち、学びを生かした地域づくりに取り組み人材の育成など、町を支える人づくりを積極的に推進します。

(地域情報化の推進)

第35条 町は、情報通信技術を活用して、豊富な情報と知識による文化的創造的な生活と先進的効率的な社会経済活動の実現に向けて、地域の総合的で高度な情報化を推進します。

第10章 最高規範性等

(最高規範性)

第36条 この条例は、町が定める最高規範であり、町民及び町は、この条例の趣旨を最大限尊重します。

2 町は、他の条例等の制定及び改廃又はまちづくりに関する計画の策定や変更を行うときは、この条例の趣旨を踏まえて整合性を図ります。

(条例の見直し)

第37条 町は、5年を超えない期間ごとに、この条例が幌延町に